

第 7 期 第 4 回自治基本条例推進委員会 検討部会 会議録（概要）		
開催日時	令和 6 年 10 月 28 日（金） 午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分	
開催場所	阪南市役所 別棟 2 階 第 3・4 会議室	
出席者	【検討部会委員】 6 人出席 壬生部会長、小坂委員、堀委員、斎藤委員、田中委員、佐渡委員、 【市】 政策共創室 御坊谷室長、岩下総括主査、根来総括主事	
傍聴人数	0 人	
議題	○地域まちづくり協議会設立に向けたガイドラインに盛り込む項目について ○ガイドラインの作成方針	
資料	○資料 1 第 3 回検討部会でのご意見 ○資料 2 地域まちづくり協議会設立に向けたガイドライン（案）	
会議	あいさつ	
	部会長	皆さんこんばんは。本日は、ガイドラインの案について協議します。 いろいろ意見をいただきながら検討し、その結果を推進委員会に報告するという予定です。 推進委員会では、どのような意見が出てくるか分かりませんが、まずは部会において推進委員会に提出するガイドラインをより良いものにするために、議論を進めていきたいと思います。 それではまず、次第 3 地域まちづくり協議会設立に向けたガイドラインに盛り込む項目について事務局より説明をお願いします。
	(1) 地域まちづくり協議会設立に向けたガイドラインに盛り込む項目について	
	事務局	資料 1 に基づき、前回で発言のあった部会での意見を報告。 資料 2 に基づき、まちづくり協議会とは、設立に向けたステップなど、ガイドライン（案）に記載している事項の説明。
	部会長	ありがとうございました。 ガイドラインの内容が詰まってきましたが、この内容にどういうことを追加するか、若しくは削除するかという話を皆さんの意見いただきながら、詰めていきたいと思います。 疑問点やアイデアなど、どんなことでも、どの順番でもいいので意見をいただきたいと思います。
	委員	市民活動センターのところで、住所のところが 18 番の漢字が「版」になっているので修正が必要だと思います。 また、土日も開設していることを記載されていますが、月曜日と火曜日が休みだということが知られていないと思います。市役所の空いている曜日や時間も含め、一緒に掲載した方が分かりやすいと思います。

	部会長	今後、運営の仕方などが変わるかもしれないですけど、いつ空いてて、いつ閉まるかっていうのはしっかりとガイドラインに掲載されている方が親切ですね。 修正をお願いします。その他、いかがでしょうか。
	委員	ステップ0というより、やはり1からの方が分かりやすいのかなと思います。ステップごとに市の支援と書いてあるのはわかりやすいです。11ページの市の役割の部分で「構成員の協力のもの」となっているが、これは「協力のもと」ではないかなと思います。
	部会長	そうですね。修正をお願いします。その他いかがでしょうか。
	委員	ステップ0を入れていただいてわかりやすくなったと思います。ステップ0とステップ1の市の支援が重複している気もしますが、どちらのステップにも記載されている項目は必要だと思うので、どうしたものかと思っています。 また、9ページの地域まちづくり協議会の構成図もわかりやすいなと思う反面、この組織の形ってというのは、他のパターンもあるのかなと思うので、それらも併せて示すようにしたらいいのではと思います。この辺りの組織の組み方も、団体ごとで話し合って決めていくので、それぞれの形になっていくと思いますが。
	委員	4ページの①地域まちづくり協議会ってなあにの部分で、3行目辺り「まちづくりを進めていく新しいまちづくり組織です」となっているんですけど、新しいまちづくり組織なのかなと疑問に思いました。
	委員	市としては、今までなかった組織を新しく作るという意味だと思います。
	委員	今あるまちづくり協議会を、さらに新しくするっていう意味なら分かるんですが、何も無いところに、新しいまちづくりって、そんな表現あるのかなと思って。「まちづくりを進めていく新しいまちづくり組織」とまちづくりが重なっているから分かりにくいのかもかもしれません。 あと、③構成ですが、ここには行政や議会の文言は入って来ないのでしょうか。自治基本条例では、3者が協働でまちづくりをしましょうってなってますよね。
	事務局	地域まちづくり協議会は、自分たちの住む地域をどういうふうの良い地域にしていくか、より住みやすくしていくのか。既存団体だけでは課題解決が難しいから、みんなで話し合いをして1つの大きい組織を作って、話し合いしながら解決をしていったり、取り組んでいこうという組織になります。よって、地域の組織を立ち上げる中で、構成員として行政や議会が入ることは無いと思います。 ただ、行政はその組織を側方や後方から支援させてもらう立ち位置に

	います。また立場も対等なので、地域まちづくり協議会と協働して何かに取り組むということもあります。
部会長	議会と行政と市民っていう3つのカテゴリーの中では、まち協は市民の中に入るんですよね。その市民の中でまとまって作る組織なので、そこに逆に議会とか行政が入ってしまうと変な感じになると思います。
委員	④ですけど、「地域まちづくり協議会」という名前が抜けているのが気になりました。⑤も同じですが、表現を統一した方がいいと思いました。
部会長	もし「地域まちづくり協議会」という名称が長ければ、どう略するかは決めた方がいいですね。ガイドライン全体を通してどうするかを最初に決めてしまってもいいと思います。
委員	④の括弧書きの「個性（強み）」とありますが、「地域性」の方がいいのではと思いました。「地域性（強み）が活かせるまちづくり」と後ろにある「地域の」という言葉をなくした方がわかりやすいんじゃないかと思います。
部会長	この表現は、どこから用いたのでしょうか。
事務局	条例をパブリックコメントに付す際に、地域まちづくり協議会を説明するために用いた言葉で、決まった表現ではありませんので、変えることはできます。
委員	④の囲ってある部分に1～4とありますが、特に4の「各種団体が連携することで、個々の団体では解決出来なかった課題が解決できるようになります」とありますが、逆の形もあるのではないかと思います。 これだけの団体が1つの団体になろうと思ったら至難の業かと思います。ちょっと変な疑問ですけど、良いことばかり書いてあるので、多少悪いことも書いてもいいのかなと思ったりしました。 次に、6ページか7ページのステップの所で、総会を開催するまでに市へ申請して許可を受けるというステップが、必要なんじゃないかなと思いましたが、このあたりはどうでしょうか。
事務局	地域まちづくり協議会の認定の話だと思いますが、市の認定を受けた組織になろうということであれば、地域で設立した後に市に届出を行い、認定を受けるという手順になります。
委員	総会で設立を決め、申請して駄目でしたっていうようなことは無いですよ。基本的に行政も支援しながら地域まちづくり協議会を進めているからそのようなことは無いと思いますが。
事務局	申請書など体裁や要件を満たしていれば、認定という流れになると思います。

部会長	逆に、設立総会を実施しても市に認定申請をしないっていう判断は、まち協の方にはあるってことです。
委員	市の援助で、助成金というような文言が無いように見えますが、市から助成金は無いような感じでしょか。
事務局	行政としても、地域まちづくり協議会に対する財政的な支援は必要ではないかと認識しています。ただ、前回の部会でも意見がありましたが、設立してすぐに補助金を交付していくという考え方や、設立後2、3年は自分たちで頑張り、その後に補助金を交付するというような考えもあると思います。 申し訳ありませんが、現時点において、どのような手法で補助金を交付していくというものをお示しできるものがなく、まだ検討中です。今後、地域まちづくり協議会が設立された後には、地域の人にとって使いやすい補助金でなければならないと考えており、その辺りを踏まえ制度設計をしていきたいと考えています。
委員	使いやすいということをどう解釈するかっていうのもありますよね。もし50万円もらえるなら、祭りにそのまま使いたいという団体もあれば、協議会を運営するために50万円を使いたいと考える団体もいると思います。おそらく行政が考える補助金の用途は、まち協を運営するために、アンケートとかつながる場を作るためのコーディネーターへの謝金などを想定されているのかなと。地域の考えている使いやすいと、行政が考える使いやすいの差異をどう埋めるのか検討が必要かと思います。
部会長	決まらないのは仕方がないかと思うんですけど、どういうものがあるかの整理ぐらいはしておいてほしいと思います。今の話だと、設立のタイミングなのか、事業を展開するときのタイミングなのかなど、どういうフェーズにあるかによって、必要な補助金は違うという話もあると思いますし、事業に関する補助金なのか、組織の運営、維持管理、広報とかそういう組織の管理のために必要な補助金もあると思いますので、この辺はいろんな事例がもう既にありますから、どういうメニューが想定されるか考えられるか。ていうのぐらいは、事務局として持っておく必要があるんじゃないかなと思います。 それと先ほど事務局から、市の支援が案だと説明がありましたが、その案はいつのタイミングで取れるのでしょうか。当然それで予算とか全部絡んでくるので、庁内での調整なども必要だということも承知の上で聞くのですが。

事務局	会場の貸し出しという部分についても、拠点が無い地域においては、公民館や住民センターを使用する際に、会議の都度使用料が発生するという話もあると思います。そういうところについて、設立後における市の支援という形で、使用料の部分の調整を行っているところで、年明けくらいまで時間を要する見込みです。 それ以外の、会議への参加、説明会の開催、相談や様式の提供などは、私たち担当課の範疇になりますので、確定と思っていただいていいです。
部会長	業務量と関係すると思うんですけど、人事とかちょっと話なくて大丈夫ですか。地域まちづくり協議会設立の申請が出てくれば、当然に業務量が増えますよね。
事務局	その部分については、秘書人事課とも意見交換を行っているところです。今後、サポートを担当課だけでいっていくのか、コーディネーターを行う業者に発注していくのかなどは、今後議論していくところです。
部会長	推進委員会に出したときに、色々とそういう心配がされるんじゃないかなと思います。ガイドラインを作る以上、それが実行されないという意味がないので。
委員	補助金とか助成金ということに対する私たちの理解っていうのは、協議会が設立した後に必要な資金援助で、まち協を設立していく段階の会場を借りる使用料などは考えていないように思います。
部会長	ありがとうございます。 まち協を設立していく段階では、そういうことは気にしないじゃないかというご意見ですね。 先ほど私が助成金が事業に要するのかどうか、という話をしたのは各まち協では予算を作ることが必要となっているので、どのような歳入があるか分からないと、事業計画は立てられないような気がしました。そういうこともあるので、少し先を見越していろいろメニューを早く提示しておかないと、活動しにくくなるんじゃないかなと思ったので、先走った話をしました。
委員	事務所の場所も遠いところでは困りますよね。住民センターとか近くの寄りやすい場所でないか。
部会長	車で行けて、みんなが寄れる住民センターっていっぱいあるんですか。
委員	場所によりますね。駐車場のない住民センターも多くあります。ですので、とある住民センターでは、今回の選挙からなのか投票所じゃなくなりました。車でいける小学校にしてもらいたいという市民の声があったみたいです。

	ただ、逆にこれまで歩いていけた人たちからは、行けなくなったと苦情が出てるみたいですけど。みんなを満足させるっていうのは中々難しいですね。 まち協は、いろんな方が集まって組織するから、その方たちが集まりやすい場所に事務所とかを置いてもらわないと思いました。
部会長	ただ、市が持つてる施設でどこまで、めざすことができるかっていうのは、ちょっと検討しないといけないですね。
委員	箱の浦自治会まちづくり協議会の活動は本当に素晴らしいですよ。拠点も自分たちで作られて、みんな歩いて来ておられ、このような拠点が市内にあちこち出来ればいいのになと思いますし、お手本になる取組だと思います。
委員	校区福祉委員会も全部で12団体あり、拠点と言われるものがあるのは5校区なんです。それを何とかしてもらえないかという話を3、4年前から市の方をお願いしていますが、何のアクションもない状況です。確かに言われたように、みんなが集まって話をしようと思うと、必要となるのは拠点なんですよ。箱作地区福祉委員会でも、車が止められる住民センターは1ヶ所しかないので、そこを借りてやってるような状況なんです。街中に来れば公民館だとかあるんですけど、少し離れるとそういうのがないんです。拠点さえできたら、そこに人が集まりますから、非常にやりやすいんじゃないかなと思います。
部会長	難しいところかと思いますが、実際にお金の話と拠点の話は大事なところですね。あと、ステップ3には支援はないのでしょうか。ここだけ抜けていると思うのですが。 ステップごとの支援として記載していくのであれば、記載した方が良いでしょう。
事務局	会議への参画、利用支援など重複している部分もあると思いますが、追記するようにします。
部会長	前回部会でも意見ありましたが、阪南市らしさはどの辺りにありますか。
委員	ステップ1ではなく、あえて0としていることが、阪南市らしさかなと思いました。
部会長	私は選択の余地が大きいということは、阪南市らしさでいいんじゃないかなと思ってます。先ほどありましたが、まち協を作っても認定申請をしなくていい自由があることとか、組織も、動きやすい形態を選択することができるというようにするのもいいんじゃないかなと思ってます。 例えば、まちづくり協議会を作るということを10年くらい前から取り組んでいる自治体などは、おそらく1つの形があって、それをいろ

	んな地域で作らしようっていう動きが多かったと思うんですけど。阪南市は後発なので、それぞれの地域が好きな形態を選べるという選択の余地が大きいっていうのを、PR したらいいなと勝手に思ってます。 なので、組織図もできたら 1 個だけじゃなくていくつか出た方がいいような気がします。しかも、今記載されている組織はかなり堅苦しい感じで、事務局とか書かれてると、それを誰が担うのかという感じにもなります。今の時代だとイベントや事業ごとに好きな人が集まって行うなど、あえて専門部会をおかないところも出てきてましたよね。組織を柔軟に動かすようなところも事例として出てきているみたいなので、組織の形のあり方自体も多様な形が良いのかなと思いました。
委員	地域の課題というのが見つかったら、大体出来たようなものだと思います。そういう意味で言えば、もう少し活動事例みたいなものが巻末の辺りにあれば参考になるのかなと。このガイドラインをどういう人が見るのかちょっとわかりませんが、いろんな活動事例があると思います。それを見たときに、こんな取組をしたらいいのか、と見てわかりやすいのではないかと思います。
部会長	ありがとうございます。それはぜひ、入れていきましょう。
委員	7 ページのステップ 0 のところで、5 行目「交流会やまちづくりカフェなどを開催して」とありますが、このカフェを作ること自体が協議会の活動じゃないかなって思うんですけども。
部会長	ここでの意味合いとしては、カフェを 1 回やってみて、協議会を作り、その上でまちづくりカフェを継続的に実施するっていうイメージですね。
委員	ステップ 0 という全く何もないという状態でカフェというと、既に 1 つの拠点みたいになるのではと思いました。
部会長	なるほど。そのようにも読み取れますね。 それでは、いつその事イベントやカフェという言葉を抜いて交流会だけとしてしまった方がいいかもしれないですね。まちづくりカフェとなると、もう事業に見えるっていうのは確かにそうだと思います。
委員	カフェでいうと私の校区の中でも 4 ヶ所あります。確かに言われるようにカフェなんてこう書くと、もうあるじゃないかとなってしまいますね。
部会長	既にあるものと表現が混在すると混乱すると思います。このまちづくりカフェなど企画は全部抜いてしまって交流会だけにしましょう。集まってみんなでお話をする会ということを記載していきたいので、あまり事例は出さない方がいいかもしれないですね。実際にここで挙げ

	ている言葉からどんなイメージを受けるかっていうのは作成する側はだんだんわからなくなってくるので、この場でいろいろご指摘をいただけるとありがたいです。 まず、交流会を行って顔が見える関係を作りましょうというのが、ステップ0の大事なところなので、それだけしっかり伝わるようにしましょう。細かい話ですが、ステップ0から設立までの流れの図は1枚にまとまるようにしましょう。 先ほど委員より、5ページの枠囲み部分の4つ目、地域課題の解決の表現ですけど、解決と言い切ってしまうことが気になります。課題に取り組めるようになるというような形にできませんか。個人、個々の団体では取り組めなかったことに対する方策を取れるぐらいにするなど、チャレンジできることがいいことなんじゃないかなと思います。 先ほど、「個性（強み）が生かせる地域のまちづくりを、地域性とか強みが活かせるまちづくりに変える」というご提案をいただいて、それはその方がいいと思うんですけど、この文章がいきなりここに記載されていると、少し唐突かなと思いました。その他、気になるところありませんか。
委員	6ページのPTAは学校以外で活動できることが、何かあるのかなと思ったのですが、どうでしょうか。
事務局	普段は学校で子どもたちの遊ぶ場を提供したり、草刈したりなど学校内での活動が基本的かなとは思いますが、そういう組織も含めて、地域のまちづくりに関わっていただくことも必要と考えており、構成員に入れております。 例えばPTAの方が、子どもの見守り活動をしてる場合とかもあったりしますので、地域と学校をつなぐ役割もあったりします。
部会長	阪南市はどうかわからないんですけど、地元のお祭りとかにPTAの代表の人とかが関わったりとかしてたりします。 細かい話で申し訳ないんですけど、番号の振り方を(1)からじゃなくて、括弧の無い1からスタートした方が見やすいと思います。 それでは、ちょっと順番になんですけど、4ページの構成については基本これでいこうかということで大丈夫ですかね。5ページ今で言うと1の地域まちづくり協議会を知ってみようの下の(1)地域まちづくり協議会ってなあと、以降から全部「地域」を入れて、「地域まちづくり協議会」に統一させるということをお願いします。もし略すなら、このように略しますというのを決めてしましましょう。
委員	ちょっと名前が長すぎますね。条例の検討をしているときに、もう少し考えればよかったなと思いました。

部会長	略語についてこれからどうするかは、部会で提案するなり推進委員会で議論してもらったりいろいろできると思います。「協議会」というか「まち協」というか、何か違う愛称を作るかなど、色々やりようがあります。 あと5ページの4まちづくり協議会ができたところ、地域性（強み）が活かせるまちづくりっていう表現に変えましょう。より効果的に置ける場所があればと思いますので、少し見直しましょう。 その下の青枠の中の④地域課題の解決っていうのは、解決できなかった課題が解決できるようになると、言い切ってしまうのは難しいので、少し表現を考えましょう。 次6ページになります。ステップの図は1ページに収まるようにしましょう。それから、ステップ0はもう0のままで大丈夫ですか。
委員	何も無いという状態を表す意味では、0もいいのではと思います。
委員	ステップ0からステップ1は中々ハードルが高いような気がしますね。
部会長	それはそうだと思います。交流会をやっても、実際に次に進めるかどうかは、分かりません。市には怒られるかもしれませんが、0をずっと続けてもいいかなと思ってます。まち協まで設立しなくても、継続的に交流会をずっとできるのであれば、それはそれで地域の活動としてはいいことなんじゃないかなと思いました。
委員	そういう意味だったら0はあった方がいいと思います。知らない団体とか地域内で知り合いが出来ていくだけで、地域の中での活動と違って変わってくると思います。
部会長	読んでくださる方にちゃんと伝わらなきゃならないので、どうすればいいかっていうのはちょっと推進委員会に提案してみてください。 ただ、この交流会の開催のところにイベントやカフェなどってあるんですけど、これは削除して、交流会とした方がすっきり伝わるかと思います。 次7ページ、ステップ0の繋がりづくり。ここもイベントやカフェとか井戸端会議と記載ありますが、交流会という表現としましょう。 8ページについては、あまりご指摘がなかったですが、後からのお気づきのことがありましたら言ってください。 9ページ、設立準備の話をしていますが、ここに組織体制のイメージ図が1つありますが、できれば他のパターンも入れてください。例をいくつか示して、皆さんで考えましょうっていうようにしましょう。 10ページは特にご意見が無かったと思います。 11ページ、ステップ3設立と書いてあるところの、下から2行目の後

	段で「構成員の協力のもの」を「協力のもと」に修正をお願いします。その後、先ほどの話を踏まえて、市の認定を受ける場合には、申請が必要です、というような文言は入れておうた方が良いでしょう。 12 ページは、一番最初にご指摘いただいた通り、18「番」の字が間違ってたってということと、開設してる日と休日が分かるように記載をしましょう。
委員	市の支援の中で相談支援とありますが、ずっと同じ人に関わってほしいと思います。ある程度動き出したらいいかと思うのですが、最初は担当者がコロコロ変わられたら地域としては少し困る部分もあると思います。
事務局	やり方として、職員が地域からどのような相談を受けて、どのように対応をさせていただいたのかという記録を残し、仮に担当者変更になっても地域に対して引き続いて支援を行っていく体制を整えていくことが重要だと考えています。
委員	先日の議会での委員会で、その辺りの質問があったように思うんですが。
事務局	傍聴にお越しいただきありがとうございました。その時は、現体制の中で創意工夫しながら、当面やっていきます、と回答をしております。
委員	いろんなことの相談に応じますって書いてあるんだけど、1つの地域だけじゃなくて、たくさんあるわけですから大変だと思います。ただ、まち協の設立をめざす上では、そういうふうな状況になれば一番いいですけど。
部会長	体制の話もそうですけどスキルの問題もあるので、相談に応じようと思うと、関わる職員の方は、いろんなスキルを身につけておかなくてはいけないので、それは忘れずにしてほしいですね。組織や規約、予算決算の話も出てくるので、最低限ちゃんと担当できる職員を育て続けていかなくてはならないということになります。他に何かご指摘ありますか。
委員	地域計画策定とか規約など見本は作成されるのでしょうか。
事務局	見本は市で作成します。他市においては、このガイドラインの中に予算の作り方の例示だとか規約の例示などを差し込んでいる場合がありますが、そうするとページ数が 30 ページを超えてきたりしますので、そうなりますと、この冊子自体を手にとらなくなってくるかもしれないので、それは別でご用意していくというような形で進めていこうと思っております。
部会長	その様式に関して、委員会は見なくていいってことでしょうか。

事務局	現時点では市で作成を行い、部会や推進委員会に見ていただくことは考えてはなかったです。
委員	せっかくなので、見せていただけるなら見たいなと思います。指摘をしたりとかではなく、どのような感じなのかなと興味があります。
部会長	ありがとうございます。前向きの意見をいただきました。私も見てもらった方がいいような気がしますけどね。実際に皆さんに見ていただいて、ここがわかりにくいよとか、そういうのをいただくのも一案だとは思いますが。我々に出てくるのは、推進委員会のあとくらいですかね。
委員	予算なんかでも本当に簡単なやり方もあるでしょうし、詳細に作りこんでいくやり方もありますよね。どれがいいのかっていうのは、分かりませんが、あまり複雑にするとやりにくいとは思いますが。
委員	先ほどの組織の他の形を事例で挙げるという話ですが、あまりたくさん事例を挙げてても分からないので、2〜3例で十分だと思います。
部会長	そうですね。1例だけだとこのようにしないといけないと思われても困りますよね。おそらく、きっちりタイプと少しゆるやかなタイプの2択くらいかなと思います。
委員	仕事柄 NPO 法人の設立に関わっているのですが、ステップの流れ自体は NPO 法人と同じ流れかなと思ってまして、NPO 法人の事業計画や予算報告などは、内閣府のポータルサイトでも探せそうです。また、他市でも事例は多くあるのではないかなと思いました。
部会長	今ちょっとガイドラインをしっかり作っておいた方が、後々大変にならないと思うので、そういう意味では、今ちょっと頑張ってもらえたらいいなと思います。 議題3に関しては、終えたいと思います。皆さまありがとうございました。 次に、次第4ガイドラインの作成方針について、事務局より説明をお願いします。
【(2) ガイドラインの作成方針について説明】	
事務局	ガイドラインを作成する上での方針について、資料2に基づき説明。
(ガイドラインの作成方針について、委員からの意見、質疑・応答)	
委員	NPO も設立する際には設立趣旨書を作成するのですが、まち協でも設立する際、地域の皆さんの思いがあるはずなので、その思いがしっかりと入るようにしてもらいたいです。
委員	私は前回、ガイドラインについては、そこまで必要ではないんじゃないかという発言をしたのですが、実際にこれを見たときに、これだったらいいなと思いました。簡潔な方が、みんなが読んでみようかなとなるのではないかなと感じました。

部会長	必要な情報を盛り込みながらも、簡潔でコンパクトにするってことです。また、色合いも含め見やすいということも重要です。 7 ページのステップ 0 における市の支援のべた塗り、5 ページの枠囲みの方が優しく見えていいと思います。 先ほどもありましたが、わかりやすいっていうのが一番大事ですね。
委員	市の支援とはっきり記載してくれているので、こういうことを市は支援してくれるんだっていうのがすごくわかりやすいから、良かったなと思います。
委員	このガイドラインは、どういう時点でどんなふうにして公開するんですか。
事務局	推進委員会から答申をいただいて、そこから作成を行っていく段取りとなります。条例施行が令和 7 年 4 月 1 日からとなりますので、条例と一緒にタイミングでスタートさせていきたいと考えています。あと、どなたに手に取ってお読みいただくかということですが、まち協の構成員になられる方々の手に届くように、また、地域の住民も含めて、そのような方々に情報が行き渡るよう情報発信をしていきたいと思っています。市のウェブサイトにも掲載を行いながら、自治会総会や校区長会議などの場を活用させていただき、周知も行っていきます。
部会長	たくさんの人に見てもらえるものになるので、しっかり作った方がいいですね。わかりやすく見やすく。そういう意味ではやっぱりコンパクトさも大事ですね。
委員	はなていなどのイラストや写真を入れたりはされないのですか？見たときに柔らかくて手に取ってもらいやすいかもしれないです。
部会長	ありがとうございました。その他ないでしょうか。 では、最後、次第のその他について、事務局から説明をお願いします。
【その他について】	
事務局	今後のスケジュールについて、口頭で報告。 (その他について、委員からの意見、質疑・応答)
部会長	次回は、推進委員会となり日程は現在調整中とのことです。 では、本日予定していた案件はこれですべて終了いたしました。本日はご多用の中、出席していただきましてありがとうございました。また、非常に活発な議論をいただき、ありがとうございました。それでは、司会に進行をお返しいたします。
司会	それでは皆様、本日も多くのご議論いただきまして誠にありがとうございました。これにて、第 7 期阪南市自治基本条例推進委員会第 4 回検討部会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

